

令和 7 年 3 月 27 日
原子力安全対策課
(0 6 - 7 0)
< 1 5 時資料配付 >

高浜発電所 1 号機の長期施設管理計画の認可について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

関西電力株式会社は、令和 6 年 10 月 24 日、原子炉等規制法に基づき、高浜発電所 1 号機の高経年化対策に係る長期施設管理計画を策定※し、原子力規制委員会に認可申請を行っていたが、本日、原子力規制委員会から長期施設管理計画の認可を受けた。

※：「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」は令和 5 年 5 月 31 日に改正され、令和 7 年 6 月 6 日に施行される予定である。30 年を超えて運転をしようとする場合、10 年以内毎に設備の劣化に関し、技術評価を行い、その結果に基づく長期施設管理計画を策定し、原子力規制委員会の認可を受ける必要がある。また、同法の施行日前においても「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」に基づき申請することができる。

〈添付資料〉

・ 高浜発電所 1 号機 長期施設管理計画の内容 (関西電力株式会社)

問い合わせ先 原子力安全対策課(担当:齋藤) 内線 2353・直通 0776(20)0314
--

高浜発電所 1 号機 長期施設管理計画の内容

(添付資料)

記載項目	内容
長期施設管理計画の期間	改正された原子炉等規制法の施行日から運転開始 60 年目を経過する日までの期間。 2025 年 6 月 6 日 から 2034 年 11 月 13 日
劣化評価の方法およびその結果	従来の高経年化技術評価を踏まえて、長期施設管理計画に必要な劣化評価の方法およびその結果等を計画に定める。
劣化管理に必要な措置 (従来の長期施設管理方針含む)	従来の長期施設管理方針に加え、現在行っている保全活動等を長期施設管理計画に定め、劣化管理を実施していく。
技術の旧式化等の措置	発電所の安全運転の維持・向上を図ることを目的に、製造中止品情報の管理プログラムに基づき、各メーカーから製造中止品情報等を収集していく。また、必要に応じて代替品の選定、検証を継続的に実施していく。
劣化管理に係る基本的な 方針および目標	劣化を管理するための保全活動を確実に実施していく。今後とも国内外の運転経験や最新知見を踏まえ、劣化評価や長期施設管理計画の見直しの検討を行っていく。
劣化管理に係る 品質マネジメントシステム	原子力施設の保安活動のための品質マネジメントシステムに基づき、劣化管理に関する一連のプロセスを実施していく。